

名古屋市自立支援配食サービス事業事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、名古屋市障害者自立支援配食サービス事業実施要綱（以下「要綱」という。）第18条の規定に基づき、同要綱に規定する事業の実施について必要な事項を定めるものである。

(市長が必要と認める世帯)

第2条 要綱第4条第5号に規定する「その他市長が必要と認めた世帯」とは、名古屋市内に住所を有する次のいずれかに該当する世帯をいう。

- (1) 身体障害者、知的障害者、精神障害者又は難病患者及び18歳未満の児童からなる世帯
- (2) 身体障害者、知的障害者、精神障害者又は難病患者及び65歳以上の高齢者からなる世帯であつて、調理が困難であると認められる者の世帯
- (3) 前2号に準じて取り扱うことが適当と認められる世帯

(食のアセスメント)

第3条 要綱第1条に規定する「食のアセスメント」は、アセスメント票（第1号様式）により行うものとする。

2 要綱第6条第2項、第7条第2項及び第13条第2項に規定する「食のアセスメント」を行った場合において委託料を算定するものとし、その額は別表1に定めるものとする。

(配食)

第4条 要綱第5条第1号に規定する居宅とは、利用者が現に生活し、居宅内において見守る環境が確保されていない場所をいい、医療法に定める病院等及び次の各号に掲げる施設等は居宅に含まれないものとする。ただし、本条5号及び13号に掲げる施設で生活する者が週末等に居宅で生活を行う場合はこの限りではない。

- (1) 障害者総合支援法第5条第8項に規定する短期入所
- (2) 障害者総合支援法第5条第10項に規定する施設入所支援
- (3) 障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設
- (4) 障害者総合支援法第5条第12項に規定する自立訓練のうち宿泊型
- (5) 障害者総合支援法第5条第17項に規定する共同生活援助
- (6) 障害者総合支援法第5条第28項に規定する福祉ホーム
- (7) 老人福祉法第20条の3に規定する老人短期入所施設
- (8) 老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホーム
- (9) 老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム
- (10) 老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホーム
- (11) 老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホーム
- (12) 介護保険法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護のうち宿泊型
- (13) 介護保険法第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護
- (14) 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設
- (15) 介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院
- (16) 高齢者の居住の安全確保に関する法律第5条第1項に規定するサービス付き高齢

者向け住宅

(17) 前各号に準じて取り扱うことが適当と認められる施設

- 2 指定事業者は、要綱第5条第1号に規定する「配達」にあたっては、昼食にあつては、提供日の午前11時から午後0時30分の間、夕食にあつては提供日の午後4時から午後5時30分の間に居宅に提供できるよう努めるものとし、利用者本人に直接提供しなければならない。
- 3 利用者及び指定事業者は、前項に規定するもののほか、必要な事項について互いに申合せ書等を作成し、取り交わすものとする。
- 4 指定事業者は、サービス提供時において、当該利用者が要綱第3条に規定する対象者であることを確認しなければならない。
- 5 指定事業者は、サービス提供についてサービス提供記録票（第2号様式）に記録し、管理するものとする。

(関係機関への連絡)

第5条 要綱第5条第2号に規定する「関係機関への連絡」は、あらかじめ利用者が届けた緊急連絡先のほか、必要に応じて、消防署及び警察署に対して行うものとする。

(利用申出書)

第6条 利用者は、要綱第8条第1項に規定する利用申出書の記載にあたっては、緊急連絡先として申し出る親族等について、あらかじめ承諾を得ておくものとする。

(シルバー人材センターの業務)

第7条 シルバー人材センターは、要綱第9条に規定する登録に関する業務について、提出のあった登録申請書を適切な管理の下保管するものとし、毎月1日現在の登録事業者一覧（第3号様式）を作成するものとする。

- 2 シルバー人材センターは、要綱第12条第2項に規定する事務において、毎月指定事業者別処理状況一覧表（第4号様式）を整備し、当該年度終了後1年間これを保管するものとする。

(業務報告)

第8条 要綱第17条に規定する報告は、障害者基幹相談支援センターにおいては、利用申込兼アセスメント状況報告書（第5号様式）により、シルバー人材センターにおいては、処理状況等報告書（第6号様式）により行うものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成15年10月1日から施行する。
- 2 第3条、第6条及び第7条第1項に規定する手続きその他の行為については、この要領の施行前においても行うことができる。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

事 項	金 額
食のアセスメント 1 件あたり	2, 1 6 0 円